



## シンガポール 移転価格ニュース 多国籍企業の統括業務に係る新移転価格ガイドライン

在シンガポール 日系企業の皆様

貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別のお引き立てを受け賜り、厚くお礼申し上げます。

2021年3月19日、シンガポール内国歳入庁(IRAS)より、多国籍企業の統括業務に係る新移転価格ガイドライン(原題: Transfer Pricing Guidelines Special Topic – Centralized Activities in Multinational Enterprise Groups (「ガイドライン」))が公表されました。[\(原文はこちら\)](#)

本ガイドラインは、シンガポールに所在する統括拠点が行う関連者間取引について、いかに評価すべきか IRAS の見解を示すものです。  
すでに複数の企業において当該ガイダンスに関連していると思われる移転価格調査が始まっています。  
統括拠点におかれましては、あらためてバリューチェーン全体を俯瞰した上で、正確な事業実態、機能リスクに基づく移転価格分析、戦略的な移転価格文書の作成が必要となります。  
さらに、当局とその評価が分かると想定される場合には、積極的に事前確認(「APA」)制度の活用も検討すべき状況と考えます。

それでは、以下に本ガイドラインの要点を記載いたします。

## 多国籍企業の統括業務に係る新移転価格ガイドライン

本ガイドラインは、2018年2月23日に発行されたシンガポール移転価格ガイドライン(第5版)(シンガポール移転価格ガイドライン)を補足するものとなります。

本ガイドラインは、大きく前段・後段の2部構成となっており、前段ではシンガポールにて統括業務を行うことによる経済的価値への貢献と、多国籍企業グループにとっての重要性について論じています。後段ではシンガポールにおいて、国外関連者に対して行われる統括業務の分析方法、移転価格に与える影響及び適切な移転価格算定方法について述べています。

### シンガポールにおいて統括業務を行う利点

前段は、シンガポール経済開発委員会(EDB)の支援を受けて作成され、シンガポールに統括拠点を置くことによる多国籍企業グループの経済的便益を示しています。統括拠点を設置するメリットとして、全体的な事業の指揮、専門知識の集約、市況に応じた迅速な意思決定、規模の経済とコスト効率の達成、ブランド戦略、マーケティング戦略、クリエイティブ戦略の一貫性等が挙げられています。

また、多国籍企業が統括拠点を設置する際には、様々な要素を検討して設置国が決定される可能性があることを認めているものの、シンガポールがアジアのビジネスの中心地であり、サプライチェーン管理能力を備えた高度なエコシステム、世界的な金融センター、強力な人材基盤、政治的安定性、法律、規制、税金の枠組み、デジタルインフラ、サイバー対応力の両面でインフラを確立していることから、シンガポールに統括拠点を設置するメリットが強調されています。

### シンガポールにおける統括業務に係る移転価格

後段では、統括拠点の関連者間取引に適用される移転価格算定方法に焦点を当てて説明しています。多国籍企業グループが集約化する活動は多岐にわたることから、多国籍企業グループの事業及び取引の性質を正確に把握し、移転価格分析を行うことが重要であることが述べられています。

シンガポール移転価格ガイドラインにて定められている通り、統括拠点の移転価格上のプロファイルは、当該拠点が行う活動の性質や負担するリスクによって決定されます。

統括拠点が移転価格上のリスクを負っているとみなす場合には、当該拠点はリスクをコントロールするとともに、その財務的なキャパシティを有する必要があります。

また、多国籍企業グループ全体が生み出す価値を把握し、その中で統括拠点が創造する価値、他グループ会社と統括拠点によって果たされている機能の関係性等を明確にすることが重要となります。さらに多国籍企業グループのバリュードライバーは一様ではなく、事業によって異なり、価値創造への貢献は、果たしている機能の数ではなく、その頻度、性質、各関連者に対する価値を検討した上で、その機能の経済的重要性に基づいて把握する必要があります。

本ガイドラインでは、統括拠点の役割を大きく4つのカテゴリーに分類して解説しています。(全ての役割を包括的にカバーしているものではない)

1. 事業主体として販売、製造、研究開発活動を行い、リスクを負い、意思決定を行う事業体(カテゴリー1)
2. 多国籍企業のバリューチェーン上、重要なプロセス・サービスを提供する事業体(例; 調達、販売、法令対応など高度なバックオフィス業務など)(カテゴリー2)

3. コーポレート機能を統括する事業体(一連のサプライチェーンの中で商品、サービスを提供するのではなく、それらの活動を支援する活動)(カテゴリー3)
4. 株主活動を行う事業体(グループ会社に便益を提供するものではなく、請求対象とならないサービス)(カテゴリー4)

関連者間取引の範囲や性質は様々ですが、カテゴリー毎に取引事例が示されており、バリューチェーンの中での役割に依存するものの、統括拠点で活用されている資産、負担しているリスクについても事例が示されています。

#### **カテゴリー1: 事業主体として販売、製造、研究開発活動を行い、リスクを負い、意思決定を行う事業体**

統括拠点が事業主体として機能する場合、実務的には、統括拠点はより複雑な機能プロファイルを有するため、他の関連者が検証対象企業となり、片側検証を行うこととなります。つまり、この場合、統括拠点は重要な機能リスクを負っているため、起業家として残余利益を享受するべきと整理されます。

そして、他の関連者が受託製造業者および研究開発サービスプロバイダのケースでは、通常、原価基準法または利益水準指標(PLI)を総費用営業利益率とする取引単位営業利益法(TNMM)を使用して検証します。また、ある市場における売上拡大を担う販売業者については、通常、売上総利益率をPLIとする再販売価格基準法、又はPLIに売上高営業利益率を使用するTNMMを用いて検証されます。一方、売上拡大を担わない販売業者は、原価基準法又はTNMMによって検証されます(シンガポール移転価格ガイドラインに定めるベリ比率の適用条件が満たされる場合には、ベリ比を適用するケースも含む)。

なお、統括拠点が提供する様々なサービスの事例は、本ガイドラインのAnnex Aに記載されています。

#### **カテゴリー2 及び 3: 多国籍企業のバリューチェーン上、重要なプロセス・サービスを提供する事業体、コーポレート機能を統括する事業体**

統括拠点が事業上重要なプロセス・サービスを提供する場合、またはコーポレート機能を統括する場合、これらの取引は当該業務の性質、実態に応じて検証されることとなります。

サービスプロバイダーがリスクと便益を共有する場合には、サービス提供者とその他の関連者との間で利益分割を適用することが適切な場合があります。これは中核的な事業プロセスに関連するサービスであったり、多国籍企業グループのサプライ・チェーンの一部を担う場合に可能となります。

また、提供されるサービスの価値がそのコストによって決まる場合には、TNMMアプローチが適切な場合があります。総費用営業利益率は、類似のプロファイルを有するサービスプロバイダーの比較可能性分析によって決定しますが、シンガポール移転価格ガイドラインの附属書Cのルーティンサービスとして分類できるようであれば、当該ガイドラインに基づいて決定することも可能です。

#### **カテゴリー4: 株主活動を行う事業体**

株主活動は株主としての地位に基づき自らのために行うものであることから、当該活動はグループ会社にとって便益を享受するものではありません。したがって、統括拠点は、当該活動費用をグループ会社に対して請求できません。

#### **移転価格文書化**

本ガイドラインでは、移転価格文書を作成する必要性について述べられています。

統括拠点は、シンガポール移転価格ガイドラインに規定された同時文書化要件を満たす場合、移転価格文書を作成する義務が生じし作成しない場合は、罰金が科される可能性もあります。

一方、同時文書化要件を満たさない場合でも、移転価格に関する情報を整理し、文書化しておくことが、IRAS より推奨されています。

なお、本ガイドラインには、移転価格文書に含めるべき情報も記載されていますが、当該記載内容はシンガポール移転価格ガイドラインのセクション 6 と整合しており、本ガイドラインの特徴として、多国籍企業グループ全体のバリューチェーンの詳細、並びに、統括拠点及び他グループ会社が担う機能の関連性、貢献に重点が置かれています。

また、移転価格文書と併せて信頼性の高い証憑(リスクが発現した事例、等)、統括拠点がコントロールするリスクの内容を裏付ける文書等も準備すべきである旨、述べられています。

### 移転価格問題の回避/解決方法

IRAS 又は外国税務当局による関連者間取引に対する移転価格調整により二重課税を受ける納税者は、移転価格の更正が行われた国において法的救済措置をとること、及び/又は IRAS に対し相互協議手続 (MAP) による二重課税の解決を要請することによって、問題を解決することができる旨、述べられています。

また、事前確認 (APA) 制度の適用により、将来の税務リスクを回避することが可能である点、述べられています。

### Deloitte Singapore の見解

ポスト BEPS やコロナ禍による財政支出、税収減等の影響から、シンガポールを含む東南アジア各国にて、税務調査が厳しさを増しています。

このような状況の中、本ガイドラインにおいては、前段においてシンガポールにて統括業務を行うことの有用性を述べるとともに、後段においてはその移転価格の評価方法について述べられています。

特に、統括拠点を 4 つにカテゴライズした上で、カテゴリ 2 に分類されるバリューチェーン上の重要なプロセスを担い、サービスを提供する事業体については、その実態面の評価が不可欠であり、その評価によっては CUP 法、TNMM、利益分割法といった様々な移転価格算定方法が適用可能である点、述べられている点、留意が必要と考えます。

前述の通り、すでに本ガイダンスが発表される前から、複数の企業においてバリューチェーン全体における統括会社の位置づけ、実態面等を明らかにするために詳細な情報提供が求められるような移転価格調査が開始されており、これに備えた準備が必要な状況と考えています。

シンガポールに所在する日系企業の皆様におかれましては、あらためてバリューチェーン全体を俯瞰して統括会社の活動実態、位置づけを評価し、過去の移転価格文書と実態との乖離がないか、移転価格ポリシーと実態との整合性を確認し、必要性に応じてバリューチェーン分析、特殊要因分析などの追加分析、見直しが必要な状況です。

また、このガイダンスの中でも述べられているように、たとえ同時文書化の要件を満たさない場合でも、グループ内の情報を整理し、自社のポジションを明確にして、関係者とのコンセンサスを取るために、一定の文書を作成しておくことが推奨されます。

さらに、本ガイダンスでも記載があるように、統括会社の活動実態、その位置づけに様々な評価がありうるような複雑な状況の場合には、APA を活用

して積極的に IRAS と対話を行うようなリスクマネジメント策の検討も推奨されます。

## 連絡先

上記またはその他の詳細については、以下に記載されている連絡先またはシンガポールのタックス・リーガルチームのメンバーまでお問い合わせください。

五十嵐 潤 (Jun Igarashi)  
SEA 日系企業移転価格統括  
(パートナー)  
Deloitte & Touche LLP

+65 9244 3909

[juigarashi@deloitte.com](mailto:juigarashi@deloitte.com)

奥村 光輝 (Mitsuteru Okumura)  
移転価格  
(ディレクター)  
Deloitte & Touche LLP

+65 9244 3909

[mokumura@deloitte.com](mailto:mokumura@deloitte.com)

椿 拓也 (Takuya Tsubaki)  
移転価格  
(マネジャー)  
Deloitte & Touche LLP

+65 6216 3299

[tatsubaki@deloitte.com](mailto:tatsubaki@deloitte.com)

Deloitte Singapore Japanese Services Group Tax ウェブサイトに過去の移転価格・税務セミナー・ニュースレターを載せております。詳細はこちらをご確認ください。

<https://www2.deloitte.com/sg/en/pages/tax/articles/japanese-services-group-tax.html>



### Dbriefs

A series of live, on-demand and interactive webcasts focusing on topical tax



### Power of With

Focus on the power humans have with machines.



### Tax@hand

Latest global and regional tax news, information, and resources.

issues for business  
executives.

Get in touch



**Deloitte Singapore | Add Deloitte as safe sender**

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see [www.deloitte.com/about](http://www.deloitte.com/about) to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

**About Deloitte Singapore**

In Singapore, services are provided by Deloitte & Touche LLP and its subsidiaries and affiliates.

Deloitte & Touche LLP (Unique entity number: T08LL0721A) is an accounting limited liability partnership registered in Singapore under the Limited Liability Partnerships Act (Chapter 163A).

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms or their related entities (collectively, the “Deloitte organization”) is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.

© 2020 Deloitte & Touche LLP